

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

天理市勾田町 4 4 8 番地

吉村建設株式会社

代表取締役 吉村修一

TEL 0743-63-0378

FAX 0743-63-3285



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	上下水道事業 管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う市長	



指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 月 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

天 理 市 勾 田 町 4 4 8 番 地
吉 村 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 吉 村 修 一
TEL 0743-63-0378
FAX 0743-63-3285



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ヨシムラケンセツ 吉村建設株式会社		
住 所	〒632-0033 天理市勾田町 448		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 吉村 修一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	吉村 安雄	吉村 修一	
役員氏名	吉村 安雄 吉村 栄美子 吉村 修一 吉村 17子	吉村 修一 吉村 17子 吉村 勇人 吉村 忍	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。



誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 月 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

天理市勾田町448番地
吉村建設株式会社
代表取締役 吉村修一
TEL 0743-63-0378 印
FAX 0743-63-3285



水道事業者 殿



（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県天理市勾田町448番地
吉村建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-006797	
商号	吉村建設株式会社	
本店	奈良県天理市勾田町448番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和55年3月3日	
目的	1. 土木及び建築工事の請負及び設計、施工並びに監理業務 2. とび・土工・コンクリート工事、石工事、管工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、塗装工事、造園工事、水道施設工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理業務 3. 前各項に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	24万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 8万20株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する <div style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記</div>	
資本金の額	金4001万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>吉村安雄</u>	平成27年9月30日重任 平成27年10月29日登記 平成29年2月6日死亡 平成29年2月27日登記

	<u>取締役</u> <u>吉村修一</u>	平成27年 9月30日重任 ----- 平成27年10月29日登記
	<u>取締役</u> <u>吉村修一</u>	平成29年 9月30日重任 ----- 平成29年11月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>吉村修一</u>	令和 1年 9月30日重任 ----- 令和 1年11月25日登記
	<u>取締役</u> <u>吉村勇人</u>	平成27年 9月30日重任 ----- 平成27年10月29日登記
	<u>取締役</u> <u>吉村勇人</u>	平成29年 9月30日重任 ----- 平成29年11月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>吉村勇人</u>	令和 1年 9月30日重任 ----- 令和 1年11月25日登記
	<u>取締役</u> <u>吉村ノブ子</u>	平成27年 9月30日重任 ----- 平成27年10月29日登記
	<u>取締役</u> <u>吉村ノブ子</u>	平成29年 9月30日重任 ----- 平成29年11月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>吉村ノブ子</u>	令和 1年 9月30日重任 ----- 令和 1年11月25日登記
<u>奈良県天理市勾田町440番地7</u> <u>代表取締役</u> <u>吉村修一</u>	平成27年 9月30日重任 ----- 平成27年10月29日登記	
<u>奈良県天理市勾田町440番地12</u> <u>代表取締役</u> <u>吉村修一</u>	平成29年 9月30日重任 ----- 平成29年11月 2日登記	
<u>奈良県天理市勾田町440番地12</u> <u>代表取締役</u> <u>吉村修一</u>	令和 1年 9月30日重任 ----- 令和 1年11月25日登記	

奈良県天理市勾田町 4 4 8 番地
吉村建設株式会社

	監査役 吉 村 忍	平成 2 7 年 9 月 3 0 日 重 任
		平成 2 7 年 1 0 月 2 9 日 登 記
	監査役 吉 村 忍	令 和 1 年 9 月 3 0 日 重 任
		令 和 1 年 1 1 月 2 5 日 登 記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成 2 7 年 1 0 月 2 9 日 登 記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 1 7 年 法 律 第 8 7 号 第 1 3 6 条 の 規 定 に よ り 平 成 1 8 年 5 月 3 日 登 記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 1 7 年 法 律 第 8 7 号 第 1 3 6 条 の 規 定 に よ り 平 成 1 8 年 5 月 3 日 登 記
登記記録に関する事項	平成 1 7 年 法 務 省 令 第 1 9 号 附 則 第 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 平成 1 8 年 3 月 2 2 日 移 記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2 年 1 月 1 4 日

奈良地方法務局

登記官

菊 池 寛 之



定 款

吉 村 建 設 株 式 会 社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、吉 村 建 設 株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木及び建築工事の請負及び設計、施工並びに監理業務
2. とび・土工・コンクリート工事、石工事、管工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、塗装工事、造園工事、水道施設工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理業務
3. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在場所)

第 3 条 当社は、本店を奈良県天理市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、240,000株とする。

(株 券)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿の記載請求)

- 第 9 条 当会社の株式を取得した者が株主名簿への記載を請求するには、当会社所定の請求書に取得者及び株主名簿に記載又は記録された株主が記名押印して提出してしなければならない。
- 2 上記以外の方法により株主名簿への記載を請求する場合は、請求書に取得したことを証する書面を添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

- 第 11 条 株券の分割、併合、汚損などの事由により株券の再発行を請求するには当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
- 2 株券を喪失したものは、会社に対し株券喪失登録の申請後、株券が無効となった後でなければ、株券の再発行を請求することができない。
 - 3 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印のうえ提出しなければならない。

(手数料)

- 第 12 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

- 第 13 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

- 第 14 条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、その募集事項、及びその申込みの期日は、取締役会の決議によって定めることができる。

(基準日)

- 第15条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第16条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- 2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、各株主に対して、その通知を発するものとする。

(招集権者及び議長)

- 第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。
- 2 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役の協議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(株主総会議事録)

- 第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法務省令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役会の設置)

第20条 当会社に取締役会を置く。

(取締役及び監査役の員数)

第21条 当会社の取締役は3名以上、7名以内とする。

2 当会社に監査役を置き、その員数は2名以内とする。

(監査役の権限)

第22条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定するものとする。

(取締役及び監査役の選任)

第23条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

- 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対し発するものとする。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会議事録)

- 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法務省令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

- 第29条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第30条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

- 第31条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して支払う。

(中間配当)

- 第32条 当会社は、取締役会の決議により、事業年度末日の6か月前の応答日の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第33条 利益配当金及び中間配当金は、支払期間の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

第34条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

上記は当会社の定款に相違ありません。

令和 2 年 4 月 10 日

吉村建設株式会社

代表取締役 吉 村 修 一

